

瀬戸内海国立公園(関門海峡地域)
管 理 計 画 書

昭和 63 年 3 月

瀬戸内海国立公園管理事務所

目 次

第1 管理計画作成方針	1
1. 瀬戸内海国立公園管理計画作成方針	1
2. 関門海峡地域管理計画作成方針	2
*瀬戸内海国立公園指定及び計画の経緯	3
*瀬戸内海国立公園関門海峡地域指定及び計画の経緯	6
第2 関門海峡地域の概要及び管理の基本方針	7
1. 関門海峡地域の概況	7
2. 瀬戸内海国立公園関門海峡地域管理上の課題	8
3. 瀬戸内海国立公園関門海峡地域管理基本方針	11
第3 風致・景観の管理に関する事項	14
1. 許可，届出等取扱方針	14
2. 保全対象と取扱方針	17
*瀬戸内海国立公園特別地域内指定植物	18
3. 公園事業取扱方針	22
第4 地域の開発，整備に関する事項	24
1. 地区の利用形態及び整備方針	24
2. 一般公共事業との調整	24
第5 土地及び事業施設の管理に関する事項	25
1. 土地の管理	25
2. 公園事業等公共施設の管理	25
第6 利用者の指導に関する事項	26
第7 地域の美化・修景に関する事項	27
第8 各種団体の指導，育成に関する事項	28
*瀬戸内海国立公園等連絡会議設置要領	29

第1 管理計画作成方針

1. 瀬戸内海国立公園管理計画作成方針

瀬戸内海国立公園は、昭和9年3月16日、備讃瀬戸地域を中心に日本で最初の国立公園として指定され、その後数次に互る追加指定により、紀淡、鳴門、関門及び豊予の4海峡で囲まれた瀬戸内海のほぼ全域がその区域となった。その陸域面積は、62,957ha（昭和60年10月現在）となっている。

瀬戸内海の景観は、静かな海面、点在する多くの島々、白砂青松の浜、散見する漁港、段島など、自然と人文景観が一体となった、独特の親しみ深い多島海景観である。瀬戸内海国立公園の区域は、この瀬戸内海の景観のうち、内海多島海景観及び瀬戸景観に重点を置いて選定され、そのほかに、内海部と一体となってこれらの景観を構成する本土部分、海水浴、舟遊、展望等の本公園にふさわしい利用拠点、瀬戸内海の縁辺にあって極めて利用性の高い地域及び海面が選定されている。

瀬戸内海国立公園は、昭和30年代に始まる大規模臨海工業地帯の出現、漁港、港湾の近代化、塩田の消滅、除虫菊を中心とする商品作物生産を含みつつも、地域内の自給自足の性格の強い小規模な作物栽培から広域流通を前提とした大規模なミカン栽培地帯の出現、一部大都市圏への集中の一方での離島等の過疎・高齢者化、松枯れによる森林・海浜景観の変化、近年の巨大な渡海橋の出現等、経済・社会環境、景観等の著しい変化を経験しつつ、中世以前からの利用、国立公園指定前からの利用を大切にしつつ、少しずつ公園利用施設が整備されて来た。しかし、その整備は、必ずしも十分であるわけではなく、今後とも、変化しつつある地域の条件に合った整備を進める必要がある。また、地域の経済・社会環境等と国立公園の管理との関係の整理も、必ずしも十分であったわけではなく、今後とも、かかる関係の整理、調整に努めていかなければならない。

瀬戸内海国立公園の現地管理は、瀬戸内海国立公園管理事務所が各県と協力し、市町村その他関係機関、団体、住民の協力も適宜得ながら行っているが、これを一層適正かつ円滑に行うため、関係機関、団体、学識経験者等の意見を踏まえた明確な方針の下に管理の徹底を図ることが重要である。かかる認識の下に、瀬戸内海国立公園においては、地域毎に順次管理計画作成することとする。

2. 関門海峡地域管理計画作成方針

以上の方針の下，瀬戸内海国立公園関門海峡地域管理計画は，この地域の特色，国立公園管理の実態及び課題を踏まえ，風致・景観の管理，公園事業の取扱い，地域の開発・整備への対処，利用者指導，美化・清掃，行政間の円滑な調整等についての現地管理の指針として作成するものとする。

なお，同地域は一団地として地理的にまとまっているとともに，その自然条件，利用条件も概ね一団地と見なせる状況にあるので，一つの管理計画区として取り扱うこととする。

瀬戸内海国立公園指定及び計画の経緯

1. 公園区域（主要な指定，変更）

- * 昭和9年3月16日 内務省告示第135号 第1次指定

岡山県牛窓・香川県小豆島から広島県鞆の浦・香川県三崎までの備讃瀬戸周辺（陸域・海域）の指定

- * 昭和25年5月18日 厚生省告示第145号 第2次指定

淡路島周辺から周防灘・姫島に至る陸域主要部の追加指定（加太・友が島，淡路島，鳴門，室津，家島，鹿久居島，瑜伽山，象頭山，波止浜，桜井海岸，大三島，大久野島，大崎諸島，野呂山，倉橋島，巖島，屋代島，皇座山，室津，笠戸島，姫島等）

- * 昭和31年5月1日 厚生省告示第104号 第3次指定

六甲山，汐鳴山，慶野松原，赤穂御崎，白鳥松原，銚子溪，金甲山，魚島，布刈瀬戸，因島，鼻栗瀬戸，船折瀬戸，防予諸島，国東半島，関門海峡周辺等の陸域及び紀淡海峡，明石海峡，鳴門海峡・東讃岐海岸，備讃瀬戸周辺から伊予灘・周防灘，関門海峡等の海域の追加指定

- * 昭和31年5月1日 厚生省告示第105号

高崎山の阿蘇国立公園からの編入

- * 昭和46年4月12日 厚生省告示第97号

六甲地域の一部の解除

2. 公園計画（主要なもの）

- * 昭和11年12月26日 内務省告示第689号 瀬戸内海国立公園最初の公園計画決定

屋島山上線道路（車道）及び下津井港埠頭

- * 昭和13年12月17日 厚生省告示第167号

特別地域及び制限緩和地区の指定

- * 昭和15年1月11日 厚生省告示第5号

道路（車道）10路線及び埠頭栈橋18か所

- * 昭和26年5月8日 厚生省告示第81号 昭和9年指定区域の公園計画（特別保

護地区を除く。)

王子岳，下津井，仙酔島，屋島，寒霞溪各集団施設地区
園地20か所，宿舎3か所，野営場5か所，水泳場11か所，道路（車道）1路線，
道路（歩道）23路線

* 昭和29年2月18日 厚生省告示第41号

由良友が島，包ヶ浦各集団施設地区
宇野港，笠岡港，鷲羽山大浜港及び高松港の船舶運送施設等

* 昭和31年6月15日 厚生省告示第150号

波止浜集団施設地区

* 昭和32年10月23日 厚生省告示第341～344号 第3次指定までの公園区域全体
に互る公園計画

特別地域の指定

生島，宮島各特別保護地区

東六甲，六甲，摩耶，出崎，野呂山，姫原，象頭山，鳴門各集団施設地区の設
定，王子岳集団施設地区の王子ヶ岳渋川集団施設地区への変更

園地140か所，広場30か所，宿舎26か所，舟遊場12か所，棧橋15か所，水泳場35か
所，野営場23か所，ゴルフ場4か所，水族館2か所，植物園1か所，公衆浴場1か
所，乗馬施設1か所，道路（車道）55路線，道路（歩道）116路線，係留施設9か所

* 昭和35年11月14日 厚生省告示第330～333号

大久野島集団施設地区

* 昭和35年12月17日 厚生省告示第337，340，341号

南淡路国民休暇村集団施設地区

* 昭和38年3月9日 厚生省告示第97，99，100号

由良・友が島集団施設地区を由良集団施設地区及び加太友が島集団施設地区に
変更

* 昭和40年3月19日 厚生省告示第128，130，132号

東子集団施設地区

* 昭和43年8月23日 厚生省告示第355号

五色台集団施設地区

* 昭和46年4月12日 厚生省告示第99号

東六甲，六甲，摩耶各集団施設地区廃止

- * 昭和59年 6月15日 環境庁告示第36号
六甲地域の公園計画再検討による公園計画変更
- * 昭和59年 9月20日 環境庁告示第42号
大分県地域の公園計画再検討による公園計画変更
- * 昭和61年 9月11日 環境庁告示第31号
淡路地域の公園計画再検討による公園計画変更
- * 昭和62年11月24日 環境庁告示第68号
広島県地域の公園計画再検討による公園計画変更

瀬戸内海国立公園関門海峡地域指定及び計画の経緯

1. 公園区域

昭和31年5月1日 区域指定

厚生省告示第104号

2. 保護計画

昭和32年10月23日 特別地域指定, 地種区分決定

厚生省告示第341号

3. 利用計画

昭和32年10月23日

厚生省告示第341号

第2 関門海峡地域の概要及び管理の基本方針

1. 関門海峡地域の概況

(1) 地域社会の概況

以下のように、関門海峡地域は、我が国の歴史の転換の舞台となりつつ、交通、運輸、通商を中心に古くから発展し、現在もその基本的性格は変わっていない。

ア. 瀬戸内海の西の入口

関門海峡は、我が国の国家形成において最も古くから発展した北九州地域に接して古くから発展し、長く経済・政治の中心であった瀬戸内海沿岸地域の西の入口である。従って、関門海峡地域は、北九州から近畿に移動した政治の中心にも深い関係を持ち、我が国の歴史の大きな転換を決定づけた、或は歴史の転換に深く関わった源平合戦（貴族社会から武家社会への転換）や幕末の攘夷戦（武家社会から近代への転換）等の舞台となった。また、瀬戸内海地域とその他の地域との間を行き来する交通の必ず立ち寄る場所であったため、瀬戸内海から日本海、玄界灘、東シナ海への中継基地、朝鮮半島、中国等への門戸として、我が国の中央と地方との交流、我が国と大陸との交流の双方にとって重要な位置を占め、我が国の海上交通、流通、経済、政治等において常に重要な役割を果たした。

これに伴い、下関は、帆船時代から商業を中心に長く栄え、また、同市長府地区は、長門国府として政治的に重要な位置を占めた。戦後、大陸との関係は大きく変化したが、現在、下関市には、資源の減少、漁場の遠隔化、高速交通網の整備に伴う流通形態の変化等、下関市の経済に大きな役割を果たしてきた漁業を取り巻く環境の厳しい変化の一方で、関釜フェリーの再開とその後の増便といった順調な利用状況等を足掛りにした発展への期待が見られる。また、門司は、特に汽船時代になってから外国貿易の基地として活力を増し、近年では、外貿海運のコンテナ化に対応した北九州港太刀の浦地区の港湾施設の整備の完成も見通せる状況になってきた。

イ. 本州と九州との接点

関門海峡は、また、陸上交通の面から、本州と九州との接点であって、特に陸上交通の重要性が増した近代にその役割の増強が進むこととなり、長く本州、

九州間の陸上交通をつないでいた下関、門司間等の連絡航路に代わって陸上交通連絡の主要手段となった関門鉄道トンネル（在来線：昭和17年，新幹線：昭和50年），国道トンネル（33年），関門橋（48年）等の施設が，その付帯施設・管理施設とともに次々と建設された。

(2) 瀬戸内海国立公園に指定された区域の概要

瀬戸内海国立公園の区域は，瀬戸内海地域全体を指定するのではなく，主として内海多島海景観，瀬戸景観，本土部にあつて内海部と一体となって多島海景観，瀬戸景観を構成する部分及び海水浴，舟遊，展望等の利用の拠点指定することとされた。

下関市，北九州市とその周辺海域で成り立つ関門海峡地域においても，昭和31年5月，内海多島海景観としての満珠・干珠島，瀬戸景観としての関門海峡の海域及び展望利用の拠点としての火の山及び古城山が選ばれて指定されている。なお，瀬戸内海国立公園指定の際，原則として産業の場及び市街地は含めないこととされていたので，北九州・下関大都市圏の一角にある関門海峡地域においては，国立公園の区域は，地域の，限られた一部を占めるに過ぎないが，展望等の利用に関しては重要な部分を占めている。

なお，関門海峡は，明治半ばから第二次世界大戦までは，我が国の経済，軍事上重要な瀬戸内海への西の入口として，要塞地帯となり，砲台の築かれた火の山，古城山を中心に，厳しい規制等が行われたが，戦後，照葉樹林となりつつある旧軍用地を利用して火の山，和布刈の両公園が整備され（火の山公園：昭和23年都市計画公園決定，和布刈公園：昭和6年公園開設，昭和22年都市計画公園。），昭和31年，これらの公園及びこれらに挟まれた海面及び満珠・干珠島が国立公園に指定された。

2. 瀬戸内海国立公園関門海峡地域管理上の課題

(1) 管理体制にかかわる課題

関門海峡地域においては，国立公園に指定された地域が市民にとって重要な生活環境になっているとともに市の管理する都市公園が相当部分を占めていること等から，市にとって，国立公園に指定された区域は重要な位置を占めている。その一方では，関門海峡地域は，国立公園管理事務所から遠く，日常的にはその目が届

きにくい実態がある。そのため、瀬戸内海国立公園関門海峡地域の管理においては、県や市の果たす役割が大きくなっている。

そこで、国立公園管理事務所、県、市間の連携をいかに効果的に行っていったらよいか一つの課題となる。

(2) 都市公園という自然公園法による権限の及ばない制度に関わる課題

都市公園での施設の整備は、自然公園法施行規則第12条第28号の規定により、索道等及び高さ13メートルまたは水平投影面積1,000平方メートルを越えるものでない限り、自然公園法による権限が及ばない。ところが、満珠・干珠島、海面区域及びその埋立地を除けば、関門海峡地域の国立公園区域はほとんど都市公園となっているので、都市公園での施設の整備は、関門海峡地域での国立公園の管理にとって重要な問題であり、都市公園の整備について国立公園管理側がいかに関わるかは一つの課題となっている。

(3) 瀬戸内海国立公園の区域が、関門海峡全体のごく一部を占めるに過ぎないことによる課題——但し、その一方で、展望利用のうえで最も重要な部分を占めていることによる効果

瀬戸内海国立公園の区域は、瀬戸内海地域全体を指定するのではなく、主として①内海多島海景観、瀬戸景観、②本土部にあつて内海部と一体となって多島海景観、瀬戸景観を構成する部分及び③海水浴、舟遊、展望等の利用の拠点を指定することとされ、しかも、産業の場及び市街地は含めないこととされている。従つて、瀬戸内海国立公園の区域は、一般に、瀬戸内海地域の一部を占めるに過ぎない。

下関市、北九州市とその周辺海域で成り立つ関門海峡地域においても、内海多島海景観としての満珠・干珠島、瀬戸景観としての関門海峡の海域及び展望利用の拠点としての火の山及び古城山が選ばれて指定されている。

このように、関門海峡地域においても、国立公園の区域は、地域の、限られた一部を占めるに過ぎないが、展望等の利用に関しては重要な部分を占めていることを踏まえ、国民的要請に応えつつ、地域社会に対し一定の役割を果たすためにその管理はどのようにしていったらよいか一つの課題となる。

(4) 大都市圏に接することにかかわる課題——貴重な生活環境、休日中心の日帰り利用

瀬戸内海国立公園関門海峡地域は、北九州・下関大都市圏の一角を占めているため、関門海峡地域の国立公園区域、特に火の山と古城山は、これらの都市の住民の身近な自然として重要になっており、その自然の保全と自然に親しむ場としての役割に対する期待はますます高まっている。また、潮流や船舶による動く景観で特徴づけられる海峡を間近に眺めながら、併せて歴史的雰囲気を楽しめるよう、下関市には、国立公園区域の海岸（壇の浦から外浦までの約6 km）に新たに遊歩道（「海と歴史の回廊」）を整備することを検討しようとする動きもある。従って、国立公園管理にとり、これらの期待に対しいかに応えていくかも課題である。（なお、北九州市では、和布刈公園観潮施設の整備が進んでいる。）

(5) 満珠・干珠樹林の貴重性にかかわる課題

神社の聖域として保存され、天然記念物ともなっている（大正15年10月20日指定）満珠・干珠島の樹林は、数少ない原植生の照葉樹林が残るものであり、その保存を脅かすような開発に対しては、国立公園管理者も注意する必要がある。

(6) 交通・運輸施設の集中にかかわる課題

関門海峡は、古くから重要な交通路であった瀬戸内海の西の入口であるために、瀬戸内海から日本海、玄界灘、東シナ海への中継基地、朝鮮半島、中国等への門戸等、海上交通上重要な場所としてその機能を果たすとともに、本州と九州が接する場所であるため、両島の陸上交通の接点としても重要な役割を果たしてきた。そのため、帆船時代から長く栄えた下関、特に汽船時代になってから外国貿易の基地として活力を増した門司、それぞれに港湾が整備されるとともに、近年では関門航路の安全のための施設も建設されるようになった。また、本州と九州とを連絡する交通路は、長く下関・門司間等の連絡航路のみであったが、両島を直接陸上交通で結ぶため、関門鉄道トンネル（在来線：昭和17年、新幹線：昭和50年）、国道トンネル（33年）、関門大橋（48年）等の、陸上交通の動脈となっている施設が、その付帯施設・管理施設とともに次々と建設された。

これらの交通施設は、限界に近い状態にまで集中しているので、今後、国立公園区域に大きな影響を及ぼすような形での大規模な新設は考えにくい、その維持・管理に必要な施設の設置、改良等は今後とも行われると考えるのが相当であり、これらにいかに対処していくかは、一つの課題である。また、国立公園区域内にある埋立地、港湾施設、道路、駐車場等の適切な緑化等も課題である。

5
民
と
見
よ
こ
っ
。
指
保
め
の
が
き
易
で
と
直
150
る
、
園
自
持
、
あ
成
内

更に、関門海峡地域の眺望対象は、屈曲した海峡・海岸線、早い潮流等の単なる自然の瀬戸景観ではなく、行き交う多数の船舶、港湾施設、航行援助施設、町並、関門橋、道路等、人の営みにより形作られたものも重要な要素となっている。関門海峡は、加えて、源氏と平家との壇の浦の戦い、幕末の攘夷戦など、歴史上有名な出来事の舞台ともなっており、この雰囲気求めて訪れる人も多い。従って、戦後、照葉樹林となりつつある旧軍用地を利用して整備された、火の山、和布刈公園（古城山）等の公園の利用においても、瀬戸の自然景観だけでなく、行き交う海陸の交通や歴史を感じさせる雰囲気が重要な役割を担っていることを十分に認識した国立公園管理が課題となる（火の山公園：昭和23年都市計画公園決定、和布刈公園：昭和6年公園開設、昭和22年都市計画公園。）。

- (7) 国立公園区域外であるが、国立公園区域となっている海峡の風致に大きな影響を及ぼす採石場にかかわる課題

太刀の浦地区の背後には採石場が集中しており、国立公園区域外とはいえ、国立公園区域となっている関門海峡の風致に好ましくない影響を及ぼしている。従って、国立公園管理者としても、この影響を軽減していく方策を探っていく必要がある。

3. 瀬戸内海国立公園関門海峡地域管理基本方針

瀬戸内海国立公園関門海峡地域の特色及び上記2の管理上の課題を踏まえ、以下をこの地域の管理の方針とする。

- (1) 基本方針——風致の維持

関門海峡地域にこれまでに形成されてきた風致の維持（汚染のないきれいな海の維持を含む。）を基本とし、利用施設の整備及び各種開発は、関門海峡の風致の維持との調和を前提として実施するものとし、関門海峡の風致の維持と自然の保護への期待に応えていく。

- (2) 地域社会と国立公園

関門海峡地域においても、国立公園の区域は、地域の、限られた一部を占めるに過ぎないが、展望等の利用に関しては重要な部分を占めていることを踏まえ、国民的要請に応えつつ、地域社会に対し一定の役割を果たす必要がある。従って、地域の生活環境としての国立公園区域の役割、身近な自然としての役割への期待を

含め、国立公園内に積極的に取り入れる施設・利用，許容すべき施設・利用，排除すべき施設・利用等に関するその時々自治体，住民の意向等，地域社会の要請には注意を払うとともに，国立公園管理者側の考えについても自治体，住民の理解を得られるように努める。

(3) 公園利用の質

休憩所等の建築物の中からの風景の鑑賞で完結する利用の促進を避け，海峡等の展望を楽しみつつ自然林の中を散策できる歩道の整備，改良等，極力野外で自然に触れつつ瀬戸内海国立公園関門海峡地域の自然に親しめる利用を優先していく。

特に，休日を中心とした日帰り利用者が，潜在的に自然に親しめることを求めていることに配慮し，日常のものとは多少違った環境で数時間を過ごせるよう，快適な散策路，小綺麗でごみのない施設，心地よい眺望，便益施設等の整備に努めていく。

更に，関門海峡地域の眺望対象は，屈曲した海峡・海岸線，早い潮流等の単なる自然の瀬戸景観ではなく，行き交う多数の船舶，港湾施設，航行援助施設，町並，関門大橋，道路等，人の営みにより形作られたものも重要な要素となっており，加えて，源氏と平家との壇の浦の戦い，幕末の攘夷戦など，歴史上有名な出来事の舞台ともなっており，この雰囲気求めて訪れる人も多い。従って，公園施設の整備，案内，解説等においては，これらにも十分に配慮し，瀬戸の自然景観だけでなく，行き交う海陸の交通や歴史を感じさせる雰囲気をも楽しめるようにする。

(4) 都市公園の事業との調整

都市公園事業は，上記(3)のような公園利用を実現する手段となっているので，国立公園にふさわしい利用環境，施設・管理内容が維持されるよう，各種機会をとらえ，その管理者の理解を得るよう努めるものとする。

(5) 周辺地域では貴重な照葉樹の原植生である満珠・干珠島の樹林

満珠・干珠島の樹林自体は，神社の聖域として保存されているとともに，天然記念物としての保護も期待できるので，その存在自体が脅かされることは考えにくい。しかしながら，その周辺に埋立地がのびるような場合には景観上，その価値が脅かされることになるので，周辺海域が埋め立てられることのないよう，十分注意していく。

(6) 交通運輸施設関係施設整備への対処

交通運輸関係施設については、まず国立公園区域外の整備を求め、これが困難な場合には、国立公園の区域及びそのほかの場所から目立たない位置及び国立公園の利用上支障の少ない位置への設置を求めている。

また、埋立地、港湾施設、道路、駐車場等について、国立公園の風致、景観に及ぼす影響の軽減のため、緑地を確保し、可能な場合には施設敷地の緑化もはかるよう、また、建築物の色彩についても風致維持との関係に考慮するよう、引き続きそれぞれの管理者に対し要請していく。

(7) 国立公園区域外であるが、国立公園区域となっている海峡の風致に大きな影響を及ぼす採石場への対処

太刀の浦地区の背後に集中している採石場は、国立公園区域外とはいえ、国立公園区域となっている関門海峡の風致に好ましくない影響を及ぼしているため、この影響の軽減のため、跡地の緑化がなされる必要があることにつき、市等の理解を求めている。

(8) 行政間の円滑な連絡・調整

関門海峡地域の管理においては、県や市の果たす役割が大きくなっている。従って、特に、公園区域の相当部分を占める都市公園及び港湾の管理者である市との連絡を密にし、意志疎通をはかるよう努める。

第3 風致・景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

「国立公園及び国定公園の許可・届出等の取扱要領（昭和54年6月30日環自保第250号）」及び「国立公園内における各種行為に関する審査指針（昭和49年11月20日環自企第570号）」（以下審査指針という。）によるほか、下記の取扱方針によって運用する。なお、自然公園法施行規則第12条第8号に許可不要の行為として掲げられている都市公園または都市計画施設である公園もしくは緑地の設置または管理（高さ13メートルまたは水平投影面積1,000平方メートルを越えるもの等を除く。）に該当する行為についても、国立公園にふさわしい景観，利用環境等の維持のため，それぞれの行為者に対し，以下に留意するよう要請していく。

行為の種類	取 扱 方 針
1. 工作物 (1) 建築物	<p>建築物が自然景観を損うことなく，自然にとけこみ，自然公園にふさわしい雰囲気をかもし出すよう留意する。特に，高さ等については以下に留意する。</p> <p>①高 さ</p> <p>国立公園陸域，同海域，同海域沿いの海岸線から見た場合に稜線上に大きく突出することのない高さとする。但し，海上交通安全施設のように公共性の高い施設であって，他の場所での建設，他の施設への併設が不可能な場合にあっては，高さを機能上必要な最小限にするとともに眺望への影響を最小限にすることとする。</p> <p>②外観意匠</p> <p>落ち着いた外観・意匠とする。</p> <p>増築及び改築の場合にあっては，既存部分の屋根の意匠及び色彩との調和に配慮する。</p> <p>③樹木の保存及び修景のための植栽</p> <p>土地造成を必要とする場合，極力既存樹木を保存する。また，建築物が他から望見される場合は，照葉樹を含む樹木により修景のための植栽をする。</p>

行為の種類	取 扱 方 針
(2) 車 道	<p>①法面等の処理</p> <p>法面は、下記④の擁壁を設置することが適当である区間を除き、永続性のある緑化工により緑化することを原則とする（法面の安定のための法枠工，緑化ウォール等の擁壁等を緑化工と併用することは差しつかえない。）。</p> <p>古い法面であって、緑化及び下記④の擁壁設置が不可能な場合、極力、モルタル吹付を避け、落石防止ネットにより対処する。</p> <p>②交通安全柵</p> <p>眺望の妨げとならないようなものとする。</p> <p>③落石防止柵</p> <p>亜鉛メッキ仕上のものを使用するか、または灰色もしくはこげ茶色（4 Y R 4. 0 / 9. 5 等）に塗装する。</p> <p>④擁 壁</p> <p>原則として自然石を用いる。合理的理由により自然石を使用できない場合、自然石を模した仕上とするか、または植栽等による修景を考慮する。但し、他所から望見され難い位置のものについては、本項は適用しない。</p> <p>⑤残 土</p> <p>原則として国立公園区域外に搬出する。</p> <p>⑥跡地整理</p> <p>車道沿いの工事跡地は、ごみ捨て場等に利用されやすいので、工事跡地の速やかな整理，修景緑化には特に留意する。</p>
(3) 電柱，鉄塔，アンテナ	<p>①設置位置</p> <p>鉄塔の公園区域内新設の必要性については、従来以上に慎重に検討するものとし、公園区域外建設，鉄塔の共用（特にアンテナ用鉄塔）の推進のため、情報の早期入手には特に留意する。電柱及び鉄塔を伴わないアンテナの新設については、極力主要利用地点から望</p>

行為の種類	取 扱 方 針
	<p>見されない位置を選定するものとする。また、道路沿いに設置する線路は、主要展望方向の反対側とする。</p> <p>②電柱の色彩 コンクリート柱又は鋼管柱・鋼板柱を使用する場合管理上可能な範囲で環境に適した色彩とする。</p> <p>③共 架 電力線と電話線が並行する場合は、共架を進める。</p> <p>④広告物 営業広告類は掲出ししないものとする。</p> <p>⑤鉄塔の色彩 新設の場合、環境に適した色彩とする。なお、航空障害対策は、極力、塗色でなく、標識灯の設置によることとする。既に塗色による航空障害対策の行われているものについては、塗りかえに際して改善を要請していく。</p>
3. 広 告 物	<p>国立公園の風致及び快適な利用環境を守るため、野立て広告物の追放の徹底につき、必要に応じ、屋外広告物関係機関、県、市等と協力する。</p>

(2) 保全対象と取扱い方針

満珠・干珠樹林については、瀬戸内海周辺では貴重なものであるので、第2.2.基本方針(5)の通り、特にその周囲の埋め立てに十分注意する。

なお、自然公園法第17条第3項8号の規定に基づき特別地域内で採取が規制されている植物は次表の通り(昭和56年3月23日、環境庁告示第34号)。

瀬戸内海国立公園特別地域内指定植物

自然公園法第17条第3号第8項の規定に基づき、許可を得なければ採取してはならないものとして環境庁長官の指定する植物は次のとおり（昭和56年3月23日、環境庁告示第34号）。

科 名	種名（ミズゴケ科の植物にあつては属名）
ミズゴケ	ミズゴケ
マツバラシ	マツバラシ
ヒカゲノカズラ	マンネンズギ
イワヒバ	イワヒバ
ゼンマイ	ヤシヤゼンマイ
イノモトソウ	エダウチホングウシダ
シノブ	シノブ、タマシダ
オシダ	ウラボシノコギリシダ、オオクジャクシダ
チャセンシダ	アオガネシダ
ウラボシ	イワヤナギシダ、ヤノネシダ、オシヤグジデンダ、イワオモダカ
シシラン	タキミシダ、シシラン
クワ	カカツガユ
ヤドリギ	オオバヤドリギ
ナデシコ	フジナデシコ（ハマナデシコ）
キンポウゲ	ミスミソウ（スハマソウ、ケスハマソウを含む。）、タカネハンショウヅル、トリガタハンショウヅル、シロバナハンショウヅル、オキナグサ、ヤマシヤクヤク
メギ	バイカイカリソウ、イカリソウ
ウマノスズクサ	ミヤコアオイ、サンショウアオイ、ナンカイアオイ、ヒメカンアオイ
ヤッコソウ	ヤッコソウ
モウセンゴケ	イシモチソウ、モウセンゴケ、コモウセンゴケ

科名	種名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ケツ	シマエンゴサク
ベンケイソウ	ウンゼンマンネングサ, ミセバヤ, セトウチマンネングサ
ユキノシタ	チャルメルソウ, シラヒゲソウ, ウメバチソウ, ジンジソウ
バラ	イワキンバイ, テリハキンバイ, コテリハキンバイ, シロヤマブキ, ミツバイワガサ (イワガサ, ダンゴイワガサ), ウラジロイワガサ (ミヤジマシモツケ), イブキシモツケ
マメ	ナルトオウギ
ハマビシ	ハマビシ
トウダイグサ	イワタイゲキ
ヒメハギ	カキノハグサ (ナガバカキノハグサを含む。), ヒナノカンザシ
アオイ	ハマボウ
ジンチョウゲ	コショウノキ
グミ	ナツアサドリ
イワウメ	イワカガミ (コイワカガミ, オオイワカガミを含む。)
イチヤクソウ	ウメガサソウ, ギンリョウソウモドキ (アキノギンリョウソウ), ギンリョウソウ, マルバノイチヤクソウ, ジンヨウイチヤクソウ
ツツジ	ウスギヨウラク, イワナン, トサノミツバツツジ, サツキ (サツキツツジ), レンゲツツジ (キレンゲを含む。), ヒカゲツツジ, ツクシジャクナゲ (ホンジャクナゲ, オキシジャクナゲを含む。), カラムラサキツツジ (ゲンカイツツジを含む。), サイコクミツバツツジ, シロヤシオ (ゴヨウツツジ), コバノミツバツツジ, ダイセンミツバツツジ, サラサドウダン, シロドウダン (ベニドウダンを含む。)
サクラソウ	シコクカッコソウ

科名	種名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
リンドウ	リンドウ, センブリ, イヌセンブリ
アカネ	ソナレムグラ, サツマイナモリ, イナモリソウ
ムラサキ	ムラサキ
クマツヅラ	イワダレソウ
シソ	イガタツナミソウ
イワタバコ	イワタバコ, イワギリソウ
ハマウツボ	ハマウツボ, キヨスミウツボ
タヌキモ	ミミカキグサ, コタヌキモ, ヒメタヌキモ, ノタヌキモ, ホザキノミミカキグサ, イヌタヌキモ, ムラサキミミカキグサ
スイカズラ	ヤマヒョウタンボク, チョウジガマズミ
マツムシソウ	マツムシソウ
キキョウ	サワギキョウ, キキョウ
キク	ソナレノギク, シュンジュギク (シンジュギク, アサマギク), ウラギク (ハマシオン), キバナノジギク, マアザミ (キセルアザミ, ツクデマアザミ), コケセンボンギク, オタカラコウ, ハンカイソウ, オオニガナ, サワオグルマルマ
ホンゴウソウ	ホンゴウソウ
ユリ	カンカケイニラ, ステゴビル, シライトソウ, キキョウラン, カタクリ, ショウジョウバカマ, シロバナショウジョウバカマ, ハマカンゾウ, セトウチギボウシ, ササユリ, コオニユリ, アマナ
ビャクブ	ナベワリ
ヒガンバナ	ハマオモト (ハマユウ)
アヤメ	エヒメアヤメ, ヒオウギアヤメ
ヒナノジャクジョウ	ヒナノジャクジョウ
サトイモ	ムサシアブミ, ユキモチソウ

科名	種名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
カヤツリグサ ラン	イワカンスゲ, オタルスゲ, サギスゲ, ミカヅキグサ ヒナラン, イワチドリ, シラン, マメヅタラン(マメラン), ムギラン, エビネ, キエビネ, ギンラン, キンラン, サイ ハイラン, シュンラン (ホクロ), マヤラン(サガミラン), セッコク, カキラン, ツチアケビ, オニノヤガラ, ミヤマ ウズラ, シュスラン, サギソウ, ミズトンボ, ムカゴソウ, ジガバチソウ, クモキリソウ, コ克蘭, ヒメフタバラン, フウラン, ヨウラクラン, ウチョウラン, コケイラン, ジ ンバイソウ, ツレサギソウ, ヤマサギソウ, オオバノトン ボソウ, コバノトンボソウ, トキソウ, ヤマトキソウ, ベ ニカヤラン (マツラン), カヤラン, クモラン, ヒトツボク ロ

(3) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業及び国定公園事業取扱要領（昭和33年4月30日国発第278号）」によるほか、下記の取扱方針によって運用する。なお、自然公園法施行規則第12条第28号に許可不要の行為として掲げられている都市公園または都市計画施設としての公園もしくは緑地の設置または管理（高さ13メートルまたは水平投影面積1,000平方メートルを越えるものを除く。）については、公園事業でない行為の場合と同様、国立公園にふさわしい景観及び利用環境の維持のため、その行為者に対し、以下に留意するよう要請していく。

事業の種類	取 扱 方 針	
1. 道路（車道）	<p>関門海峡地域の公園計画車道は火の山線のみである。この車道は2車線の車道として完成した形にあり、また、別に歩道があるため、付帯歩道の設置の必要性は小さい。従って、今後は、車線の増設は行わず、必要に応じ、防災及び安全確保のための工事を行うにとどめるものとする。なお、その際、法面の処理等については（1）許可、届出等取扱い方針と同様の方針により取扱うこととする。そのほか、展望のすぐれた休憩地点については、通景線の確保に留意する。</p>	
2. 宿 舎	<p>関門海峡地域の公園計画宿舎は和布刈宿舎のみである。これは、北九州市により国民宿舎めかり山荘として執行されている（昭和38年4月11日、収国第634号承認）。今後は、休憩等の利用にも十分配慮した施設の改善を基本とする。なお、その際、周囲と調和した外観及び専用駐車場の確保に留意する。</p>	
3. 園 地	<p>第2.2.基本方針（3）に従い、充実をはかるものとする。</p>	
	火の山頂上	<p>昭和46年11月9日付け環自計第197号で承認を得て、下関市が事業執行している。</p> <p>散策、ピクニック、風景観賞等のため、周囲の自然に調和した休憩舎、歩道、植栽等の改善を行っていく。</p>
	和布刈	<p>散策、ピクニック、風景鑑賞等のため、周囲の自</p>

事業の種類	取 扱 方 針	
		然に調和した園路等の改良，一部増設等を進める (バス乗り入れのための車道の改良を含む。)
4. 運輸施設	火の山線索道 運送施設(起 点：下関市火 の山麓，終 点：下関市火 の山山頂)	昭和32年9月30日付け厚生省山国第1121号で承認 を得て下関市が経営している。今後，設備の改善， 駅舎周辺の緑地，広場等の充実等に留意していく。

130
園法
市
水平
行
行為

よ

、

よ

ご

午

り

す

38

記

外

得

自

て

自

第4 地域の開発・整備に関する事項

(1) 地区の利用形態及び整備方針

関門海峡地域の公園利用，土地利用，開発・整備等の誘導については，その時々
の社会的要請等に加え，第2.2.基本方針に明らかにされているとおり，地域社会と
の関係，公園利用の質，都市公園事業との関係，交通運輸関係施設の整備等に注意を
払いつつ，漸進的に行っていくこととする。

(2) 一般公共事業との調整

地域の生活，産業基盤となる道路，治山，砂防等の事業と，国立公園の管理との調
整を有効かつ円滑に進めるために，毎年，県の公共事業部局と瀬戸内海国立公園管
理事務所との間で，下記の手順で事前調整を実施している。関門海峡地域は事業の
頻度が少ないとはいえ，事前調整の効果は期待されるので，引き続きこの事前調整
の対象としていく。

(事前調整手順)

- ア. 事前調整の対象となる公共事業は，次年度に実施が見込まれている事業で，自然公
園法の手続きを必要とするもの。
- イ. 当該公共事業にかかる実施計画の概要を1月末日までに国立公園管理事務所に提
出する。
- ウ. 管理事務所は必要なものについて，毎年2月末日までに事業者から実施計画の内
容を聴取し，許認可等の公園行政との調整を図る。
- エ. 公園事業の執行として行う道路等の事業で，公園事業の決定もしくは変更が必要
とされるものについては，自然環境保全審議会に諮る必要があることから，管理事
務所において3月末日までに事前調整を終え，諮問事務に必要な所定の手続きを進
める。

第5 土地及び事業施設の管理に関する事項

(1) 土地の管理

関門海峡地域においては、都市公園として市の管理する国有地及び市有地が大部分であることに鑑み、これらの土地の利用等に関する計画の作成等の際には、極力事前調整を図るべく、各地方公共団体に対し協力を要請していく。

(2) 公園事業等公共施設の管理

公園利用施設が、老朽化や破損によって、設置目的を達成することができず、利用環境を損なうことのないよう、また、利用者の安全が確保されるよう、関係機関の定期的点検、必要な対策の実施について、適宜施設の管理者に注意を喚起する等、留意する。

第6 利用者の指導に関する事項

火の山，和布刈公園では，市や市民団体による野鳥観察会，ごみ捨て防止キャンペーン等が行われている。参加者，公園利用者が，地域の自然とその重要性を理解できるよう，また，地域の特性を生かしながらいわれるよう注意しつつ，市，県，国立公園管理事務所と市民団体の協力により自然解説等の促進に努める。

第7 地域の美化・修景に関する事項

関門海峡地域は、都市公園が主体でもあるため、その美化清掃は、市や地域住民によるところが大きい。従って、国立公園管理事務所、県は、市や住民によるこの種の活動に協力し美化の徹底に努める。なお、啓蒙活動においては、ごみの持ち帰りに重点を置くものとする。

また、海岸に打ち上げられるごみへの対策についても検討していく。

第8 各種団体の指導，育成に関する事項

*瀬戸内海国立公園等連絡会議

瀬戸内海国立公園管理事務所管内においては，国立公園管理事務所と関係地方公共団体との意志疎通を図るため，別記設置要領（p. 35）により，瀬戸内海国立公園及び足摺宇和海国立公園関係各県及び瀬戸内海国立公園管理事務所による瀬戸内海国立公園等連絡会議を設置している。今後とも，この連絡会議の活用をはかっていくものとする。

瀬戸内海国立公園等連絡会議設置要領

瀬戸内海国立公園管理事務所

1. 目 的

瀬戸内海国立公園及び足摺宇和海国立公園の適正な運営と整備の充実を図るため、「瀬戸内海国立公園等連絡会議」を設置し、国と地方との連携を一層密にして公園行政の円滑化と効率化を推進しようとするもの。

2. 構 成

瀬戸内海国立公園管理事務所及び関係県国立公園主管課

3. 会 議

(1) 会議は、管理事務所長が招集し、毎年1回4月に開催する。

(2) 会議は、次の事項について連絡・調整を行う。

ア. 国立公園行政と地域行政との連絡調整に関する事項

イ. 国立公園計画及び事業決定等に関する事項

ウ. 公園施設の整備及び公園事業の執行に関する事項

エ. 風致景観の管理に関する事項

オ. 公共事業等の取扱いに関する事項

カ. 美化清掃活動の推進に関する事項

キ. 自然学習等野外活動の推進に関する事項

ク. その他この会議の目的を達成するために必要な事項

4. 地域連絡会議

この会議の目的を達成するため必要に応じ、関係市町村を加えた地域連絡会議を設置する。

5. 経 費

会議の参加旅費等は、各構成員が分担する。